

年金
制度

が改正されます！

「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」（年金確保支援法）が平成23年8月10日に公布されました。

国民年金保険料の納め忘れがある皆さまへ

平成24年10月から3年間に限り

● 納付可能期間を10年間に延長します

- 現在、未払いの国民年金保険料を遡って納められるのは過去2年分までですが、平成24年10月1日から**3年間に限り、過去10年分まで遡って納められる**ようになります。

（注）老齢基礎年金を受給している方などは対象となりません。

- **3年度以上遡って保険料を納付する際は、加算金がかかります。**

毎月の国民年金保険料の納付は、原則として翌月末日までと定められています。納期限までに納めない場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できないことがありますので、滞納のないようお願いします。

平成23年8月10日より

- 第3号被保険者が「届出忘れにより受け取れなかった年金」を受給できる場合があります

- 第3号被保険者とされていた人に新たな年金記録が見つかり、必要な届出がされていないために受け取れなかった老齢基礎年金、障害基礎年金などが受給できるようになる場合があります。

※ 例えば、第3号被保険者（専業主婦・主夫）であった人が、一時期厚生年金に加入していて、その後第3号被保険者に戻ったときに届出をしていなかったことが判明した場合などが該当します。

詳しい内容が知りたい！

- お近くの「年金事務所」へ、お越しください。

- お電話による相談は「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165 または 03-6700-1165 (050(一部)の電話、070の電話からおかけになる場合)

※ 受付時間: 月～金曜日 8:30～17:15 月曜日(休日明けの初日) 8:30～19:00 第2土曜日 9:30～16:00

過去に国民年金の未納があるかどうか知りたい!

- 「ねんきんネット」をご利用ください。

ねんきんネット 検索

「ねんきんネット」の利用方法に関するお問い合わせは、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ

0570-058-555 または 03-6700-1144 (IP 電話・PHS用電話)

※ 受付時間: 月～金曜日 9:00～20:00 第2土曜日 9:00～17:00